

議案第57号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

加西市長 西村 和 平

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例（昭和 42 年加西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。
第 3 章を次のように改める。

第 3 章 削除

第 4 条から第 6 条まで 削除

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 10 条の 2 を削る。

第 11 条第 1 項中「法第 72 条の 5」を「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 72 条の 5」に改める。

第 15 条中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」を「法」に、「第 3 項」を「第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

保険医療機関等における健康保険の被保険者資格確認について、マイナンバーカードによる電子資格確認が可能になることから、仕組みに対応したものとなるよう所要の改正を行うもの。